



平成30年5月9日

各 位

会 社 名 スガイ化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 武田 晴夫
(コード番号 4120 東証第2部)
問合せ先 総務部長 田中 淳二
(TEL. 073-422-1171)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月22日開催予定の第67回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、平成30年10月1日をそのための移行期限とすることが定められました。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」及び「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を行うことといたしました。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	13,730,000株
併合により減少する株式数	12,357,000株
併合後の発行済株式総数	1,373,000株

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満所有株主	123名（6.7%）	183株（0.0%）
10株以上所有株主	1,701名（93.3%）	13,729,817株（100.0%）
総株主	1,824名（100.0%）	13,730,000株（100.0%）

株式併合を行った場合、所有株式数が10株未満の株主様123名（その所有株式の合計は183株。平成30年3月31日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合により、当社の発行済株式総数が10分の1に減少することから、併合の割合に合わせて、平成30年10月1日をもって当社の発行可能株式総数を現行の10分の1に減少させ、400万株に変更いたします。

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、後記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することに伴い、定款第8条を変更するものであります。
- ② 株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、株式併合の割合に合わせて、定款第6条に規定される発行可能株式総数を現行の10分の1に変更するものであります。
- ③ 定款第6条及び第8条の変更の効力の発生は、株式併合の効力発生日である平成30年10月1日に生じることとする旨の附則第2条を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
附 則 第1条 本定款の変更は、決議の日から実施する。	附 則 (同 左)
(新 設)	<u>第2条 第6条及び第8条の変更は、第67回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成30年10月1日をもって効力を発生するものとする。なお、本附則第2条は平成30年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成30年 5月 9日
定時株主総会開催日	平成30年 6月22日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成30年10月 1日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成30年10月 1日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成30年10月 1日 (予定)

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きとの関係上、東京証券取引所における当社株式の売買は、同年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位（株式併合後の100株）にて行われることとなります。

以 上

添付資料 (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを予定しております。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今回当社では、10 株を 1 株に併合することを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更し、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にすることを目的として株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになります。（株式併合の結果、1 株に満たない端数につきましては、以下「端数株式」といいます。）

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	1,200 株	1 個	120 株	1 個	なし
例③	567 株	なし	56 株	なし	0.7 株
例④	3 株	なし	なし	なし	0.3 株

- ・ 例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・ 例②に該当する株主様は、特段のお手続きはございませんが、例②、例③に発生する単元未満株式（例②は 20 株、例③は 56 株）につきましては、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ・ 例③、例④に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・ 効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引先の証券会社又は後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A. 株式併合の前後で会社の資産や資本の変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に、1 株当たりの純資産額は 10 倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は、併合前の 10 倍となります。

Q 6. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか？

A. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【当社の株主名簿管理人】

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
電話 (0120) 094-777 (通話料無料)
受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

以 上